

# はじめに：

- **香港法の沿革**  
コモンロー・英国法継受  
香港基本法 (2047年までの制度保障)

- **香港腐敗防止法制の全体像**

## 刑事実体法

**賄賂防止条例 (Prevention of Bribery Ordinance (Cap 201))**

**コモンロー (判例法) 上の「Misconduct in Public Office」**

※そのほか、Elections (Corrupt and Illegal Conduct) Ordinance、Banking Ordinance等にも腐敗防止の条文がある。

## 執行機関

**腐敗防止独立機構 (The Independent Committee against Corruption)**

## はじめに：

- 賄賂防止条例（Prevention of Bribery Ordinance (Cap 201)）（“POBO”）

- ①公職員に関する贈収賄の禁止

- ②従業員一般（民間人・公職員双方含む）に関する贈収賄の禁止

- コモンロー（判例法）上の「Misconduct in Public Office」 (“MIPO”)

制定法によらない犯罪構成要件

POBOより柔軟に適用

近時の高位の公職員の腐敗行為にも適用

# 賄賂防止条例(POBO)について

## ①公職員に関する贈収賄について

- 関連条文 POBO 第3条から第8条及び第10条(末尾資料参照)

行政長官 (Chief Executive)、特定職員 (Prescribed Officer)、公職人員 (Public Servant) による／に対する一定の場合の「利益の授受」、誘引の禁止

ただし、第6条、第7条は公共機構との取引、入札に関する民間人同士の贈収賄を禁止

関連する定義規定：

- 利益(Advantage)：飲食の場における飲食の提供（いわゆる接待=

Entertainment）以外のすべての (a)金銭又は価値のある証券その他の財産による何らかの贈与、貸付、手数料又はコミッション等、(b)地位、雇用及び契約、(c)何らかの支払い、免除、放棄又は貸付、義務又は責任の弁済、(d)罰則からの保護を含む何らかの役務又は好意(ただし、entertainment (款待)を除く)(e)権限又は義務の行使又は不行使、(f)前記(a)から(e)についての条件付又は条件なしの申出、約束、誓約

・特定職特定職員 (Prescribed Officer)：一定の高位の公職者

・公職人員 (Public Servant)：公共機構（政府及び公共サービスを提供する企業体）の職員

# 賄賂防止条例(POBO)について

## ①公職員に関する贈収賄について

- ・ 関連条文 POBO 第3条から第8条及び第10条

第3条：特定職員（Prescribed Officer）による・に対する利益の授受

第4条：公職人員（Public Servant）による・に対する職務に関連する利益の收受

第5条：公職人員による・に対する、公共機構との契約の支援に関連する利益の收受

第6条：公共機構との契約の申出の取り下げに関連する利益の收受

第7条：公共機構による競売に関連する利益の收受

第8条：公共機構との取引を継続している間の利益の收受

第9条：後述

第10条：行政長官及び特定職員による、在職中の給与水準にふさわしくない蓄財の処罰

# 賄賂防止条例(POBO)について

## ①公職員に関する贈収賄について

- 行政長官には第4条、第5条、第10条のみ適用。
- 第4条及び第9条についてのみ、「事前または事後速やかな雇用主たる公共機構の許可」の取得による免責
- 第4条についてのみ国外犯処罰：  
「whether in Hong Kong or elsewhere」
- 共謀行為（Conspiracy）についても処罰：ただし、本犯が「香港において訴追可能な場合に限る（Triable in Hong Kong）」
- 外国公務員に対する贈収賄：第9条により処罰  
外国公務員＝第9条における「Agent（従業員）」  
ただし域外適用なし

# 賄賂防止条例(POBO)について

## ②従業員一般（民間人・公職員双方含む）に関する贈収賄について

- ・ 関連条文 POBO 第9条

従業員（Agent）による・に対する、雇用主（Principal）の営業に関して、何らかの作為・不作為を行うことに関連する利益の授受

関連する定義規定：

- ・ 従業員（Agent）：公職人員及び他者により雇用され、他者のために働く者すべて
- ・ 雇用主（Principal）：雇用者（含民間機関）及び公共機構等

# 賄賂防止条例(POBO)について

## ②従業員一般（民間人・公職員双方含む）に関する贈収賄について

- ・ 関連条文 POBO 第9条

従業員（Agent）による・に対する、雇用主（Principal）の営業に関して、何らかの作為・不作為を行うことに関連する利益の授受

- ・ 従業員による雇用者に対する一種の忠実義務（Duty of Loyalty）違反、利益相反を禁止する趣旨
- ・ 雇用主（Principal）に対する利益の授受は不処罰（あくまで従業員の行為処罰）
- ・ 雇用主（Principal）による事前・事後速やかな許可による免責
- ・ 従業員には外国公務員も含む（ただし、国外犯処罰はしない）
- ・ 事例紹介：*Secretary for Justice v Chan Chi Wan Stephen*

# 賄賂防止条例(POBO)について

## ②従業員一般（民間人・公職員双方含む）に関する贈収賄について

### • 事例紹介： *Secretary for Justice v Chan Chi Wan Stephen*

あるテレビタレントが、自分のトークショー番組をあるショッピングモールで開催するように仕向けたことによってショッピングモールから一定の謝礼的金銭を受け取った行為について雇用主であるテレビ会社の「営業に関して」利益を受け取ったこととなるか：

•第9条の従業員に関する贈収賄が成立する三要件

- ① 一定の行為の報酬として、
- ② 当該行為が雇用主の事項又は営業に関して、
- ③ 利益の誘引、受取又は提供がなされること

•②の「当該行為が雇用主の事項又は営業に関して」の意義について、「雇用主の営業に向けられた行為」とは、「雇用主の利益にとって不利に働くような」委任関係の統一性を覆すような行為でなければならないものとした。但し、そのような「雇用主にとって不利」とは、雇用主にとっての差し迫った具体的な経済的損失である必要はなく、雇用主の負担で従業員が利益を得るようなものであればよい、とした。

•ショッピングモールから一定の謝礼的金銭を受け取った行為は、雇用主にとって不利に働くものではないため「雇用主(すなわちテレビ会社)の事項又は営業に関して」の利益の收受であることを否定し、第9条違反とならないものとした。

•この判例によると、従業員が雇用主の営業と関係なく、雇用主に不利益をもたらさない限りで利益を收受すること、すなわち一定の「内職」行為、は第9条の禁止するところではないことになる。



# コモンロー（判例法）上の「Misconduct in Public Office」について

- コモンロー（判例法）上の犯罪＝制定法による構成要件なし
- 処罰については、Criminal Procedure Ordinance (Cap. 221)第101I条：7年以下の懲役または罰金
- 共謀行為（Conspiracy）についても処罰（Crimes Ordinance (Cap. 200) 第159A条
- 国外犯処罰はない

# コモンロー（判例法）上の「Misconduct in Public Office」について

定義（構成要件）：

- ① 公共の職員（Public Official）が、
- ② その公職の過程において、または公職に関して、
- ③ たとえば意図的に自らの義務を懈怠したりすることによって、作為または不作為により意図的に**不当行為（misconduct）**をなし、
- ④ 合理的理由や正当化事由なく、かつ
- ⑤ 公職及び職位を有する者の責任、職務の公的目的の重要性、それら責任から乖離する性質・程度にかんがみて、そのような不当行為が**瑣末ではなく重大であること**

# コモンロー（判例法）上の「Misconduct in Public Office」について

## 定義（構成要件）：ポイント

- あくまで不当行為（Misconduct）を罰するものであり、利益の收受は前提としない
- 柔軟な定義解釈により、POBOより広い範囲の不当行為を処罰対象とする。
- 公職員の具体的な職務の履行・不履行を要求するか否か、処罰可能な「不当行為」の輪郭について、常に争われている
- 究極的には、「公職員が市民に対して奉仕する義務の違反」、「公職員に対する市民の信頼を裏切る行為」を処罰する趣旨

# コモンロー（判例法）上の「Misconduct in Public Office」について

- 事例紹介：

Sin Kam Wah v HKSAR（警察職員に対するナイトクラブによる性的奉仕の斡旋）

Chan Tak Ming v HKSAR（公的病院の医師による患者情報の不正な私的利用）

HKSAR v Hui Rafael Junior also Known as Hui Si-Yan Refael（Chief Secretaryによる、就任に当たって各種利益供与を受けたことを隠匿したこと）

ポイント：具体的な職務上の義務の懈怠まで必要とせず、市民による公職員に対する信頼を著しく毀損するに足りる程度の関連性があれば処罰対象とする。「General Sweetener」のための利益の提供・授受も処罰。

# コモンロー（判例法）上の「Misconduct in Public Office」について

- ・ 事例紹介：

## Sin Kam Wah v HKSAR（警察職員に対するナイトクラブによる性的奉仕の斡旋）

- ・ 警察の高位の職員 (Senior Superintendent of Police) が、ナイトクラブの経営者の斡旋で売春婦による性的奉仕の提供を複数回にわたって受け、さらにその了解の元にその性的奉仕の対価を当該経営者により負担してもらった、すなわち、公職員が、在職中にナイトクラブの経営者の手配により無償で性的奉仕を提供されたというケースである。
- ・ 本件で香港終審法院は、「公職に関して」の点について、当該便宜の供与と被告人とされた警察職員の具体的な職務上の義務の履行又は不履行との関係の立証までを要求することなく、ナイトクラブ経営者という警察の監督の対象となっている者から無償での性的奉仕をうける行為が、公職(警察職務)に対する評判を貶めるような関係があること、そのことについて被告人の認識があることで足りるものとした。
- ・ 警察職員が、ナイトクラブの経営者から上記のような無償の性的奉仕を手配されることについて、重大で非難に値するものとし、結論として被告人の有罪判決を支持した。

# コモンロー（判例法）上の「Misconduct in Public Office」について

- ・ 事例紹介：

## Chan Tak Ming v HKSAR（公的病院の医師による患者情報の不正な私的利用）

- ・ 公的病院の職員である医師が、在職中にアクセス可能であった病院当局（Hospital Authority）のシステムに保存された患者たちの個人情報を取得し、これを利用して当該患者たちに対して、自らの公的病院の退職後に開業を予定していた民間診療所への勧誘レターを送ったというケース。
- ・ 本件では、被告人となった医師は、第三者から何らかの利益を受け取ったり、誘引したわけではないため、贈収賄の事例とは異なる。しかし、裁判所はMIPOの成立にあたり、被告人が個人的な利益を受け取ったかどうか、が必然的な要素であるとはしなかった。また、「重大さ」の判断において、公職及び公職者の責任の大きさ、公職者が執務する公的目的の重大性及びそれらの責任から乖離する程度の大きさを評価することが必要であることを示した。
- ・ 特定可能な利益の授受がなくとも、MIPOが成立する可能性があることが示された。

# コモンロー（判例法）上の「Misconduct in Public Office」について

- 事例紹介：

## HKSAR v Hui Rafael Junior also Known as Hui Si-Yan Refael (Chief Secretaryによる、就任に当たって各種利益供与を受けたことを隠匿したこと)

- 前Chief Secretary (政務司司長)である、通称Rafael Huiによる汚職事件。Chief Secretaryは、香港行政トップの行政長官(Chief Executive)に告ぐ行政第2位の地位であり、香港の行政会議(Executive Council)のメンバーでもある非常に高位の公職である。
- 本件で被告人は、著名な不動産開発業者からChief Secretary在職直前に当該業者を好意的に扱ってもらうこと(general sweetener to secure “favorable disposition”)として多額の金銭や貸付を受けたこと、等を含む、複数の起訴事実でMIPOその他の構成要件に該当するものとして訴追された。いずれの起訴事実における利益の供与も、被告人の具体的な公職上の義務の履行に直接関わるものではなかった。このため、このような利益の供与が単にChief Secretaryによる「好意的な取り扱いのための心付け(General Sweetener/ favorable disposition)」のために行われた場合にMIPOが成立するか否かの点が争われた。
- 香港終審法院は起訴事実について、文字通りの収賄ではないことを認めつつ、利益を受け取った行為がChief Secretaryの職務との間で明確な利益相反があることを認めた。
- 裁判所は、高位にある公職者は、**政府のみならず香港市民(People)に対しても義務を負っている**のであり、**個人の利益ではなく公共の利益のために行動することが期待されている**のであるから、当該義務と期待に違反することが強い刑事的非難の根拠となる、として被告人を有罪とした原判決を支持した。

# ICACによる腐敗防止法制の執行について

- 腐敗防止独立機構（The Independent Committee against Corruption）（“ICAC”）
- 各種政府機関から独立した機構（警察権力から独立）
- 行政長官の直轄による支配下
- ①執行部門（Operational Department）
- ②腐敗防止部門（Corruption Prevention Department）
- ③地域関係部門（Community Relations Department）

腐敗防止法制の執行、腐敗防止、腐敗防止教育

- POBO、ICAC条例、Elections (Corrupt and Illegal Conduct) Ordinance (Cap.)違反の捜査を担当



# ICACによる腐敗防止法制の執行について

- **広範な捜査権限（無令状逮捕、会社・財産資料収集権限）**

- 無令状逮捕権限（ICAC条例 Section 10）

その他、裁判所による令状による

- 帳簿、文書等の捜査をする権限（賄賂防止条例 Section 13）
- IRDが保管する財産に関する文書の調査（賄賂防止条例 Section 13A）
- 事情聴取への出頭（賄賂防止条例 Section 14(1)(d)）
- 財産の差押え（賄賂防止条例 Section 14C）
- 搜索（賄賂防止条例 Section 17）
- 旅券等の提出（賄賂防止条例 Section 17A）

**ただし、起訴についての決定権限はSecretary for Justice（法務長官）に留保**

# 講師プロフィール

## 絹川恭久 (きぬかわやすひさ)

日本国弁護士 (2004年登録) (弁護士法人キャスト所属)  
ニューヨーク州弁護士 (2010年登録)  
香港ソリシター (2014年登録) (Li&Partners 法律事務所所属)

### 【現所属】

弁護士法人キャスト (東京弁護士会) Li&Partners 法律事務所  
(香港常勤・東京その他日本各地に出張・講演活動等)

### 【経歴】

2014年8月～現在 香港法弁護士 (ソリシター) (Li&Partners 所属)  
2012年3月～2014年8月 登録外国弁護士 (村尾龍雄法律事務所所属)  
2012年1月～現在 香港赴任  
2010年10月～現在 弁護士法人キャスト所属  
2010年1月 ニューヨーク州弁護士登録  
2009年6月 ワシントン大学ロースクール (LL.M) 修了  
2004年10月～2008年6月 当山法律事務所 (沖縄弁護士会) にて勤務  
2004年9月 修習修了 (57期)  
2003年3月 東京大学法学部卒業

### 【略歴】

1979年愛知県生まれ、東京都出身。弁護士登録後、沖縄県内の法律事務所で民事、刑事、家事、地元企業関連法務等幅広く弁護士業務を経験した後、米国に留学。帰国後現在所属する弁護士法人キャストに参画し、2012年から現在まで香港拠点担当として香港に赴任する。2014年12月にLi & Partners 所属の香港ソリシターとして登録し、香港において日系企業の訴訟、買収・合併契約等各種契約締結支援等、海外進出企業法務全般、及び日本人個人富裕層の海外資産管理、国際相続等グローバルな業務を取り扱う。

### 【連絡先】

メール：[kinukawa@cast-law.com](mailto:kinukawa@cast-law.com) または [kinukawa@li-partners.com](mailto:kinukawa@li-partners.com)

香港連絡先 Tel: +852-2162-9228 Fax: +852-2501-0028 Cel: +852-6905-0058

東京連絡先 Tel: 03-5405-7850 Fax: 03-5405-3305 Cel: 090-1252-9472



Q&A

## 資料：腐敗防止条例の条文(※完全な訳ではない)

### 第3条(利益の誘引及び受領)

特定職員が、行政長官による一般的、特別的許可を受けずに、利益を誘引し又は受け取ること、を刑事罰の対象とする。

### 第4条(贈収賄)

- (1) 香港内外で、正当な権限又は合理的理由なく、いずれかの者が、公職人員に対し、(i)当該公職人員の職務行為の行使又は不行使、(ii)当該公職人員又はその他の公職人員の職務行為の行使(促進)又は不行使(妨害)、又は(iii)いずれかの者と公共機構の取引の促進又は妨害、に関する報酬等として、利益を申し出ること、
- (2) 香港内外で、正当な権限又は合理的理由なく、公職人員が、(1)に規定する各行為の報酬等として、利益を誘引し又は受け取ること、
- (2A) 香港内外で、正当な権限又は合理的理由なく、行政長官に対して(1)同様の行為の報酬等として、利益を申し出ること、
- (2B) 香港内外で、正当な権限又は合理的理由なく、行政長官が(1)同様の行為の報酬等として、利益を誘引し又は受け取ること、を刑事罰の対象とする。

## 資料：腐敗防止条例の条文(※完全な訳ではない)

### 第5条(契約の支援等に関する贈収賄)

- (1) 正当な権限又は合理的理由なく、いずれかの者が、公職人員に対し、公共機構との役務提供又は物品供給契約又はその下請契約の促進等、又はそれらの契約に基づく支払いに影響を与える行為の報酬等として、利益を申し出ること
- (2) 正当な権限又は合理的理由なく、公職人員が、(1)に規定する各行為の報酬等として、利益を誘引し又は受け取ること、
- (3) 正当な権限又は合理的理由なく、行政長官に対して(1)同様の行為の報酬等として、利益申し出ること、
- (4) 正当な権限又は合理的理由なく、行政長官が(1)同様の行為の報酬等として、利益を誘引し又は受け取ることを刑事罰の対象とする。

### 第6条(申出の取り下げのための贈収賄)

- (1) 正当な権限又は合理的な理由なく、いずれかの者が、いずれかの者に対し、公共機構との役務提供又は物品供給契約の申出を取り下げることの報酬等として、利益を申し出ること
- (2) 正当な権限又は理由なく、いずれかの者が、(1)に規定する各行為の報酬等として、利益を誘引し又は受け取ること、を刑事罰の対象とする。

## 資料：腐敗防止条例の条文(※完全な訳ではない)

### 第7条(競売についての贈収賄)

- (1) 正当な権限又は合理的な理由なく、いずれかの者が、いずれかの者に対し、公共機構の競売に対する入札を取り下げることの報酬等として、利益を申し出ること
- (2) 正当な権限又は合理的な理由なく、いずれかの者が、(1)に規定する各行為の報酬等として、利益を誘引し又は受け取ること、を刑事罰の対象とする。

### 第8条(公共機構との取引継続中の公職人員への贈収賄)

- (1) 正当な権限又は合理的な理由なく、いずれかの者が、いずれかの政府機関を通じて政府と何らかの取引をしている際に、その政府機関に属する特定職員に対し、利益を申出ること
- (2) 正当な権限又は合理的な理由なく、いずれかの者が、その他の公共機構と何らかの取引をしている際に、その公共機構に属する公共人員に対し、利益を申出ること、を刑事罰の対象とする。

### 第10条(行政長官等の特別の罰則規定)

- (1) 行政長官又は特定職員である者、又はであった者が、(a) 現在又は過去の公的給与にふさわしくない生活水準を維持すること(b) 現在又は過去の公的給与にふさわしくない金銭的資源や財産を支配することは、これらについて裁判所に満足のいく説明ができない限り、刑事罰の対象とする。

## 資料：腐敗防止条例の条文(※完全な訳ではない)

### 第9条 (Agent (従業員) に関する贈収賄)

- (1) いずれかの従業員 (Agent) が、正当な権限又は合理的な理由なく、(a) 雇用主 (Principal) の事項又は営業に関して何らかの行為をすること又はしないこと、(b) 雇用主 (Principal) の事項又は営業に関して好意又は悪意を示すこと又は示さないことの報酬として、利益を誘引し又は受け取ること
- (2) いずれかの者が、正当な権限又は合理的な理由なく、いずれかの従業員 (Agent) に対し、従業員 (Agent) が(1)に記載する行為を行うこと又は行わないことの報酬として、利益を申し出ること
- (3) いずれかの従業員 (Agent) が、そのPrincipal (雇用主) を欺もうする意図を持って(a) 雇用主 (Principal) の利害に関して、(b) 重要な事項について、虚偽、間違い、欠陥を含む供述を含み、かつ、(c) 雇用主 (Principal) を誤解させる意図を持っていると従業員 (Agent) が知っている、領収書、帳簿又はその他の文書を使用すること、を刑事罰の対象とする。